

総務委員会情報連絡

令和2年6月26日

情報連絡事項	頁
1 職場における『セクシュアル・ハラスメント』に関する基本方針の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 令和2年度契約状況 (工事請負契約金額6千万円以上1億8千万円未満)・・・・・・・・	6

(総務部)

総務委員会情報連絡

令和2年6月26日

件名	職場における『セクシュアル・ハラスメント』に関する基本方針の改定について																								
所管部課名	総務部人事課																								
内容	<p>「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（「労働施策総合推進法」）の改正に伴い、「職場における『セクシュアル・ハラスメント』に関する基本方針を改定したため、報告する。</p> <p>1 改定内容 職場におけるパワーハラスメント防止措置を加えた内容に改定</p> <p>2 施行年月日 令和2年6月1日</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>【参考】</p> <p>1 人事課相談窓口へのハラスメントに関する相談 (件数)</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1347 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パワーハラスメントに関する相談</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>セクシュアルハラスメントに関する相談</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ その他（マタニティハラスメント等）のハラスメントについては、該当なし</p> <p>2 ハラスメントに関する処分 (件数)</p> <table border="1" data-bbox="427 1650 1347 1852"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パワーハラスメントに関する処分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1 (懲戒)</td> </tr> <tr> <td>セクシュアルハラスメントに関する処分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	パワーハラスメントに関する相談	7	5	8	セクシュアルハラスメントに関する相談	1	0	0		平成29年度	平成30年度	令和元年度	パワーハラスメントに関する処分	0	0	1 (懲戒)	セクシュアルハラスメントに関する処分	0	0	0
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																						
パワーハラスメントに関する相談	7	5	8																						
セクシュアルハラスメントに関する相談	1	0	0																						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																						
パワーハラスメントに関する処分	0	0	1 (懲戒)																						
セクシュアルハラスメントに関する処分	0	0	0																						
問題点 今後の方針	パワーハラスメント防止研修を実施し、防止対策に努めていく。																								

職場における『ハラスメント』の防止等に関する基本方針新旧対照表

改正前	改正後
○職場における『 <u>セクシュアル・ハラスメント</u> 』に関する基本方針	○職場における『 <u>ハラスメント</u> 』の防止等に関する基本方針
<p>1 基本的な考え方</p> <p>区は、すべての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って快適に働ける職場環境を作り、これを維持していくことが何よりも重要なことと考えています。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>区は、すべての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って快適に働ける職場環境を作り、これを維持していくことが何よりも重要なことと考えています。</p>
<p>『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』は、職員の個人としての名誉や尊厳を傷つける人権の問題にとどまらず、職場環境の問題でもあります。具体的には、職場の環境を悪化させ、働く男女、特に女性職員の人権や働く権利を侵害し、勤務条件に不利益をもたらすこともあります。また、組織秩序を乱し、職務の円滑な遂行を阻害することにより区政の効率的運営に重大な影響を及ぼします。</p>	<p>『<u>ハラスメント</u>』は、職員の個人としての名誉や尊厳を傷つける人権の問題にとどまらず、職場環境の問題でもあります。具体的には、<u>勤労意欲や自信を失わせ、メンタルヘルス不調をもたらす原因となる場合</u>があります。また、職場の環境を悪化させ、ひいては、<u>組織秩序を乱し、職務の円滑な遂行を阻害することにより区政の効率的運営に重大な影響を及ぼします。</u></p>
<p>したがって、区では『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』を明確に禁止し、いかなる職員による、いかなる形態であっても、これを黙認したり見過ごしたりすることがないように、全庁挙げて取り組んでいきます。</p> <p>さらに、区では職員以外の者による『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』、職員以外の者に対する『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』についてもその防止に心掛けるとともに、迅速・効果的解決に向けて努力をしていきます。</p>	<p>したがって、区では『<u>ハラスメント</u>』を明確に禁止し、いかなる職員による、いかなる形態であっても、これを黙認したり見過ごしたりすることがないように、全庁挙げて取り組んでいきます。</p> <p>さらに、区では職員以外の者による『<u>ハラスメント</u>』、職員以外の者に対する『<u>ハラスメント</u>』についてもその防止に心掛けるとともに、迅速・効果的解決に向けて努力をしていきます。</p>
<p>2 『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』とは</p>	<p>2 定義</p>
<p>『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』とは、「職場において行われる相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、勤務条件に一定の不利益を与えたり、就業環境が害されること」をいいます。また、職場外で行われた性的言動についても「<u>職場の延長</u>」と考えられる場合には、『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』とされることがあります。</p>	<p>(1) 職場</p> <p>職員が職務を遂行するすべての場所を指します。通常の勤務場所に限らず、出張先や他の事業所なども含まれます。また、勤務時間外に行われる会合、懇親会等であっても、実質上職務の延長と考えられる場については「職場」に該当するものとします。</p>
○『 <u>セクシュアル・ハラスメント</u> 』の要素	(2) 職員

改正前	改正後
<p>・「性的な言動」：性的性質を有する発言、視覚に訴えること、行動等の言動。</p>	<p>常勤職員、再任用職員、再雇用職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員等、区が雇用する職員</p>
<p>・「職場」：職員が職務を遂行する場所。</p>	<p>(3) ハラスメント</p>
<p>・「勤務条件に一定の不利益を与えること」：昇任・昇格、昇給の対象からの除外等の不利益が生ずる場合。</p>	<p>① 『セクシュアル・ハラスメント』</p>
<p>・「就業環境が害されること」：意に反する行為により就業環境が不快なものとなされ、個人の職業能力の発揮に重大な悪影響が及ぶ等、就業上看過できない程度の不利益や被害が生じること。</p>	<p>職場において行われる、職員の意に反する性的な言動に対する職員の対応により、その職員が勤務条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されること</p>
<p>3 性的な言動等の具体例</p>	<p>② 『パワー・ハラスメント』</p>
<p>①発言（性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、意図的に性的な噂を流す、個人的な性的体験等をたずねる、性的な経験談を聞かせる等）</p>	<p>職員が職務上の地位やその他の職場内における優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の職員に対して、精神的苦痛もしくは身体的苦痛を与える言動、職場環境を悪化させる言動、性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動</p>
<p>②視覚（ヌードポスター・わいせつ図画の配布・掲示等）</p>	<p>③『妊娠・出産・育児、介護等に関するハラスメント』</p>
<p>③行動（胸や腰などをじっと見る、身体への不必要な接触、性的関係の強要、強制わいせつ行為、強姦等）</p>	<p>職員が職員の妊娠、出産、育児、介護に関する制度を利用することを妨げ、または、妊娠、若しくは出産した職員、及び育児、介護にあたる職員の職場環境を悪化させる言動</p>
<p><新設></p>	<p>④『その他のハラスメント』 職務に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」など、人間関係に悪影響を及ぼすことで職場環境を悪化させる言動</p>
<p><新設></p>	<p>3 管理監督者の責務 管理監督者は、良好な職場環境を確保するため、『ハラスメント』の重要性を深く認識し、職員の注意を喚起するなど『ハラスメント』防止に努めるとともに、問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対処しなければなりません。</p>
<p><新設></p>	<p>4 職員の責務 職員は、『ハラスメント』を行ってはなりません。また、『ハラスメント』に関する正しい知識と具体的な対策について認識を持ち、良好な人間関係及び職場環境の確保に努めなければなりません。</p>

改正前	改正後
<p>4 『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』の相談、苦情の申し出 『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』の被害を受けていると思う職員は、職員課に設けられた「相談窓口」に相談あるいは苦情を申し出ることができます。</p> <p>この申し出は、『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』の直接の被害者だけではなく、他の職員に対する『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』を不快に思う職員によっても行うことができます。</p> <p><新設></p>	<p>5 『<u>ハラスメント</u>』の相談、苦情の申し出 『<u>ハラスメント</u>』の被害を受けていると思う職員は、人事課に設けられた「相談窓口」に相談あるいは苦情を申し出ることができます。</p> <p>この申し出は、『<u>ハラスメント</u>』の直接の被害者だけではなく、他の職員に対する『<u>ハラスメント</u>』を不快に思う職員によっても行うことができます。</p> <p>6 プライバシーの保護等 『<u>ハラスメント</u>』の相談等の対応にあたっては、関係者はその職務上知り得た被害者等の個人に関する情報及び相談等の内容を保護し、被害者等が不利益な取り扱いを受けることのないようにします。</p>
<p>5 苦情の処理、解決 「相談窓口」は、職場の『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』の発生を認めたり、職員からその旨の苦情が申し出られた場合には、速やかに調査を行います。この調査では、必要な場合には当事者のみならず、その他の関係者に対しても事情を聴取することができます。</p> <p>「相談窓口」が調査した結果、当事者間の調整や改善指導等措置を講じる必要がある場合は、職員課がその処理にあたります。</p>	<p>7 苦情の処理、解決 「相談窓口」は、職場の『<u>ハラスメント</u>』の発生を認めたり、職員等からその旨の苦情が申し出られた場合には、速やかに調査を行います。この調査では、必要な場合には当事者のみならず、その他の関係者に対しても事情を聴取することができます。</p> <p>「相談窓口」が調査した結果、当事者間の調整や改善指導等措置を講じる必要がある場合は、人事課がその処理にあたります。</p>
<p>6 制裁 『<u>セクシュアル・ハラスメント</u>』の加害者とされた職員について、公正な調査によりその事実が確認された場合は、通常の服務規律違反の非行における場合と同様、適正な手続きに従い必要かつ適切な範囲で懲戒処分の対象とされることがあります。</p>	<p>8 制裁 『<u>ハラスメント</u>』の加害者とされた職員について、公正な調査によりその事実が確認された場合は、通常の服務規律違反の非行における場合と同様、適正な手続きに従い必要かつ適切な範囲で懲戒処分の対象とされることがあります。</p>

令和2年度契約状況(工事請負契約金額6千万円以上1億8千万円未満)

令和2年4月1日～令和2年5月31日

契約 月日	件名 (工事場所)	契約金額 (円)	契約の相手方
5/18	生涯学習総合施設防災監視盤改修その他工事 足立区千住五丁目13番5号	80,355,000	(株)大塚建築設備
5/20	特別養護老人ホーム中央本町昇降機改修工事 足立区中央本町四丁目14番20号	118,250,000	東芝エレベータ(株) 東京支社
5/22	総合スポーツセンター公園スペシャル・クライフコート整備工事 足立区東保木間二丁目27番2号	72,904,700	(株)東京三田組
5/27	主要区画道路②Ⅱ区間道路整備工事 足立区西新井栄町一丁目13番から西新井栄町二丁目2番先	146,300,000	内田建設(株)
5/28	おしべ通り道路改良その6工事(工事課工事第6号) 足立区加賀二丁目8番から20番先	128,700,000	(株)ユウト建設
5/29	入谷住区センター大規模改修工事 足立区舎人六丁目12番4-101	143,990,000	(株)コーセー
5/29	障がい福祉センターあしすと外部改修工事 足立区梅島三丁目31番19号ほか	102,495,800	(有)ライズ・ホーム
5/29	舎人地域学習センター外壁改修その他工事 足立区舎人一丁目3番26号	116,050,000	(株)ハヤカワ

※契約金額には消費税を含む。